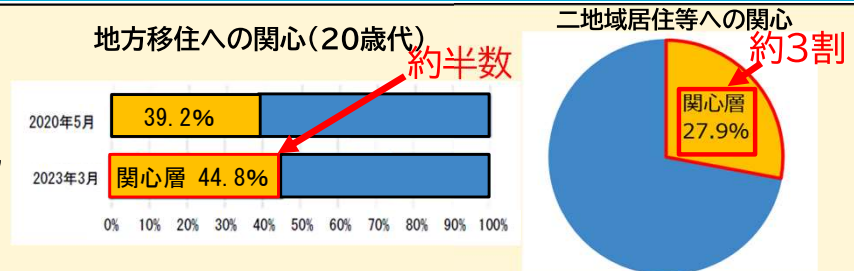


国土審議会 推進部会 移住・二地域居住等促進専門委員会 中間とりまとめ(素案)

中間とりまとめ(素案)の概要

国土審議会移住・二地域居住等促進専門委員会
(令和5年12月12日)

- コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、20歳代の約半数が関心あり。(令和5年4月内閣府調査)
- 二地域居住等を実施していない人のうち、約3割が関心あり。二地域居住の実施者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン。(令和4年度国土交通省調査)



二地域居住等の促進は、個人の多様なライフスタイルを実現することに加えて、地域を支える関係人口の創出・拡大等を進める、より良い地域づくりのための有効な手段。

住まい(住環境)

なりわい(仕事)の確保・新しい働き方

コミュニティ(地域づくりへの参加)

課題

対応の方向性

- 住みたいのに住まいがない
- 貸す側・借りる側への公的支援があると助かる
- いきなり移住は難しいので居住体験したい
- 子育て・移動など生活利便性等の住生活環境の充実

- ✓ 空き家の活用支援や公的賃貸住宅の活用・整備
- ✓ 若者・ファミリー層の住宅取得や改修等のコスト面の支援
- ✓ お試し居住、シェアハウス、長期滞在等の促進
- ✓ オンデマンド交通やデジタルの活用等による生活環境の向上



空き家を改修したお試し居住施設

- リモートワークに対応した仕事環境がほしい
- 副業・兼業などの新しい働き方を地方でしたい

- ✓ シェアオフィス等の整備
- ✓ コワーキングスペース整備による交流機会の確保、新たなビジネス機会の創出
- ✓ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用
- ✓ 職業のマッチング、就職後の人材育成・定着等への支援、副業による地域との関わり合いの創出



コワーキングスペースの整備

- 地域住民とのコミュニケーション不足
- 二地域居住者等と地域住民を繋ぐ人材の不足
- 受け入れる側の自治体の情報発信不足

- ✓ 定住・交流促進施設の整備(廃校の活用)等による地域交流の場の創出
- ✓ 二地域居住者等が円滑に地域のコミュニティに溶け込めるような仕組みづくり
- ✓ 地域のビジョンやどんな人に来てほしいか等の自治体の情報発信



交流の促進

横断的事項

- 自治体の人手や空き家活用等に関する専門的知識の不足
- 住まい・なりわい等の官民連携
- 学びの環境づくり
- 実践者の取組や、人口規模別の先導地域の情報共有

- ✓ 官民連携、都道府県・市町村連携による広域連携など、多様な主体による連携体制づくり
- ✓ 保育・教育環境の整備(区域外就学制度の周知など)
- ✓ 国・自治体の新旧の様々な支援メニュー、民間事業者の取組みなどの情報共有・発信の場の創出

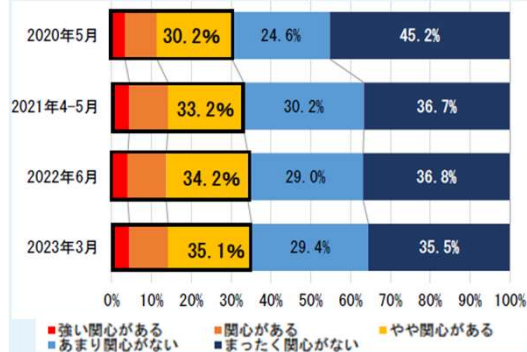
子育て世帯を含む若年層の二地域居住等へのニーズ、地方への関わり合いの段階(移住、二地域居住、お試し居住等)を踏まえた、ソフト・ハードの政策パッケージが必要。

1. 移住・二地域居住等の状況

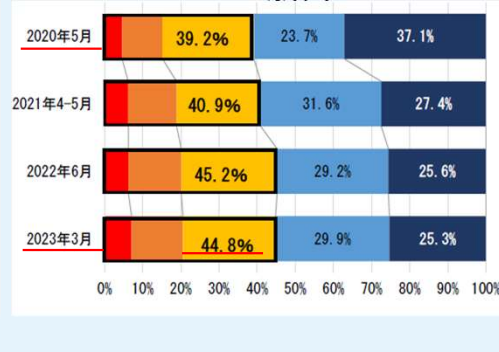
- コロナ禍以降、東京圏在住者の地方移住への関心が高まっており、**20歳代の約半数が地方移住への関心を示している。**(令和5年4月内閣府調査)。また東京での移住相談件数のうち、**40代以下の割合が約7割**を占める。
- 約3割が二地域居住等への関心層**とのアンケート結果がある。また、**二地域居住者の世帯年収は中間層がボリュームゾーン**である。(令和4年度国土交通省調査)

移住に関するデータ

地方移住への関心(東京圏)全年齢

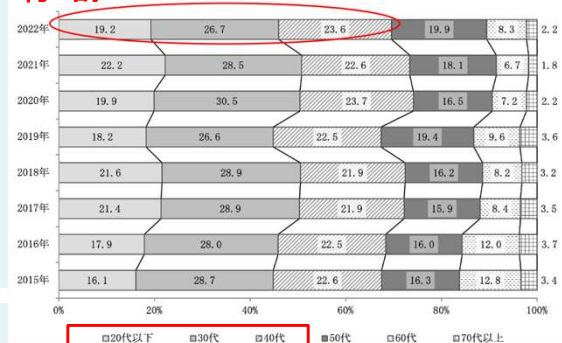


うち20歳代



(出典)内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和5年4月)。
(備考)東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。

約7割 相談者の年代(2015~2022: 暦年)

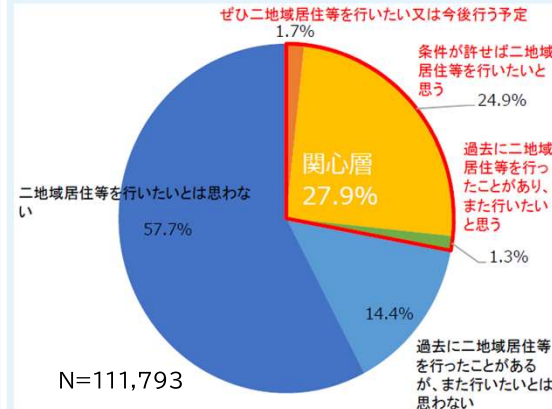


(出典)認定NPO法人ふるさと回帰支援センター プレスリリース(令和5年2月16日、令和4年2月22日)。

- **地方移住への関心がある人の割合がコロナを経て年々増加している。**
- **特に20歳代の関心層は全年齢に対して大きい。**
- **また、移住相談をする人の約7割は40代以下の子育て世帯を含む若年層である。**

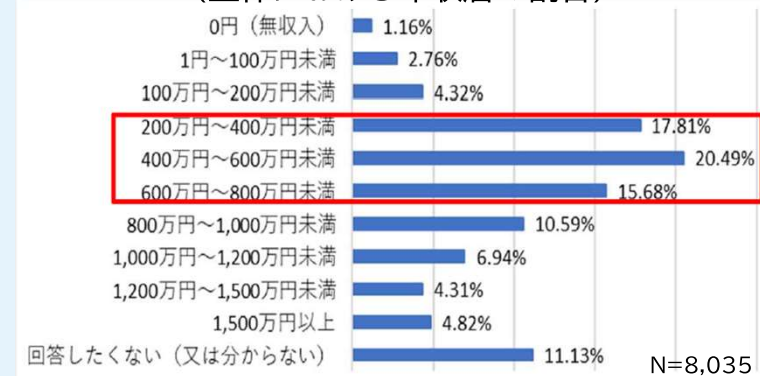
二地域居住等に関するデータ

二地域居住等への関心



- **二地域居住等をしていない者に「今後、居住地や通勤・通学先以外で、二地域居住等を行いたいと思うか」を質問。約3割が関心層であった。**
- **二地域居住者の世帯年収は200万円~800万円の層が5割以上を占める。**

二地域居住者の世帯年収分布(全体における年収層の割合)



(出典)国土交通省「二地域居住に関するアンケート」(インターネット調査(令和4年8月31日~9月12日))

※本アンケートは、18歳以上の全世代に対して実施しており、全体の回答者は約12万人。

子育て世帯を含む若年層の移住・二地域居住等のニーズが高まっている。

(「コロナ禍を契機にライフスタイルを見直したい」「地方でリモートワークしたい」「出産を機に自然の中で伸び伸びと子育てしたい」など)

現状認識

- ◆ コロナ禍を契機に、テレワークが普及・拡大。東京の企業に勤めたまま地方に移住しテレワークを行う転職なき移住など、個人個人の価値観に応じた暮らし方・働き方の選択可能性を高め、住む場所に縛られない新たな暮らし方・働き方が浸透。
- ◆ 東京圏の転入超過数はコロナ禍において減少したものの、現在は再び増加傾向に転じている。
一方で、近年、若者世代を含め、地方への移住希望者の数は増加している。

意義

- 【社会的意義】地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや雇用創出、関係人口の創出・拡大等に繋がる。二地域居住等の促進は「目的」ではなく、より良い地域づくりを進めるための「手段」。
- 【個人的意義】多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方、新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出等に繋がる。

◆ デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)抜粋

都市部と地方の二拠点での生活を始め、多様なライフスタイルの実現が可能な環境を整える。

◆ 国土形成計画(全国計画)(令和5年7月28日閣議決定)抜粋

若者世代を始めとした地方移住や二地域居住等のニーズの高まりを踏まえ、こうしたニーズに応じた積極的な採用を行う企業の採用活動を支援するとともに、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを推進する。

促進策のスコープ

地方への人の流れを創出するため、主にUIJターンを含む若者・子育て世代をターゲットとしつつ、多様なライフスタイルの実現のための環境整備として、移住・二地域居住等を促進。

○参考目標値

(移住関係)

■東京圏から地方への移住者 年間10,000人(2027年度)【デジ田戦略】

(二地域居住等関係)

■関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体 1,200団体(2027年度まで)【デジ田戦略】

■関係人口 関係人口をコロナ禍前(約2,000万人)に比べて1.5倍程度に拡大(2032年度)【国土形成計画】

3. 課題 住まい(住環境)①

(1) ニーズに合った住まいの不足

我が国では、地方部を中心として空き家が増えてきており、活用できる物件は少なく、また、賃貸住宅の供給量が少ない地域もあり、若者・子育て層等の多様なニーズを踏まえた移住・二地域居住者等の住まいの確保をどう図るかが課題。

①空き家の活用

地域に多数の空き家がある中、適切な活用をどのように進めるかが課題。

- 活用可能な空き家の掘り起こしを進めることが必要。
- 活用に当たっては、老朽化対策や移住者等のニーズに合わせた改修が必要となる場合がある。また、所有者が高齢化しており、家族の協力が必要となる場合や、遠隔地の相続人が空き家を所有している場合もある。
- また、家財、登記、抵当権などの問題が残る場合、仲介する宅地建物取引業者には、手間に見合う収入が得られにくい。小規模自治体では宅建業者等が存在しない場合もある。
- 市町村担当職員のマンパワー不足や空き家活用に関する専門的知識の不足等により、所有者に十分な働きかけができないことが多く、不動産会社等の民間事業者との連携が重要。
- 不動産会社等やNPOと市町村との間において、売主と買主、借主と貸主についての情報が十分に流通していない場合がある。
- 空き家の対応は掘り起こし、改修、管理の3段階に分かれている中で、自治体が空き家を管理する際の費用を財政支援することができないか。
- 建物の活用に当たり、二地域居住等の促進のために必要な場合、都市計画法や建築基準法の柔軟な運用を認めることはできないか。

< 空き家所有者情報・空き家改修補助(官)と空き家活用ノウハウ(民)による官民連携(岐阜県飛騨市) > 事例集p.2

岐阜県飛騨市では賃貸用の空き家が少ないという課題に対し、空き家の流動化を促進し、定住促進、地域活性化を図ることを目的に、空き家を賃貸住宅にするために改修した際の費用を一部負担(1/2以内、300万上限)する制度を創設。また、市内の宅地建物取引業者との連携により、円滑に空き家等の所有者と借り手・買い手を結びつける空き家情報サイト「飛騨市住むとこネット」を構築。



< 住むとこネットの仕組み >

②賃貸住宅の供給

- 公的賃貸住宅等を更に活用・整備していくことが必要。
- シェアハウスは住まいの確保だけでなく、地域住民との交流の場にもなり、新たなビジネス機会の創出にも繋がるため、その普及と整備・運営の促進が必要。

< 民間資金を活用して公有地を移住促進住宅として整備している事例(茨城県境町) > 事例集p.4

茨城県境町では、新婚世帯、子育て世帯などの町外の若者の移住につながる魅力的な住宅が少ないという課題に対し、PFIのスキームを活用した地域優良賃貸住宅を整備。累計転入者数は250人を超え、地域の定住促進に寄与すると共に退去後も、約8割が町内に戸建て住宅を新築しており、移住から定住の好循環が生まれている。また、町としての総合的な移住政策として、子育て支援や町内での自動運転バス導入などにも取り組んでいる。



< PFI 方式による境町定住促進住宅 > 4

3. 課題 住まい(住環境)②

(2) 個人の経済的負担

- 若者や子育て世帯を対象に住宅取得支援などの経済的支援、二地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用などに対する公的支援が必要。

＜子育て世代の移住促進に向けた住宅取得や交通費支援(栃木県小山市)＞事例集p.5

おやまし

栃木県小山市では、子育て世代の移住促進に向けて、移住支援金、住宅取得支援補助金、新幹線通勤定期券購入補助金の3つの補助金による支援を実施している。東京圏から転入して住宅を取得した子育て世代には、新築40万円・中古20万円を支援。また、子育て世代が新幹線通勤定期券を購入し、東京圏へ通勤する場合、毎月最大1万円、36月分までを補助。



(3) お試し居住・長期滞在等の促進

- 最初から住宅を取得するのは費用がかかり、決断にはリスクが伴う。また、地域とのミスマッチを防止するためにも、何度も地域に通うような観光、お試し居住、長期滞在等、移住・二地域居住等に至る前段階での支援の取組の促進が必要。

＜自治体が空き家を改修、サブリースし様々な居住形態に対応(高知県四万十町)＞事例集p.6

しまんとちよう

高知県四万十町では、移住のきっかけづくりのため、空き家を改修したお試し滞在住宅、移住支援住宅、中間管理住宅※等を整備している。お試し滞在住宅は1～6か月、移住支援住宅は2年間、中間管理住宅は最長12年間滞在が可能。月額の家賃は17,000円～38,000円。改修費用は一般財源のほか、国費、県費、過疎債で負担している。

※自治体がオーナーから借りてサブリースする住宅のこと



(4) 子育て等の住生活環境の充実

- 二地域居住における子育て環境について、保育・教育環境の整備が必要。また、地域交通、医療等の生活環境の確保が必要。

＜認定こども園の一時預かり事業と移住体験住宅の組み合わせによる保育園留学の取組(北海道厚沢部町)＞事例集p.10

あっさぶちよう

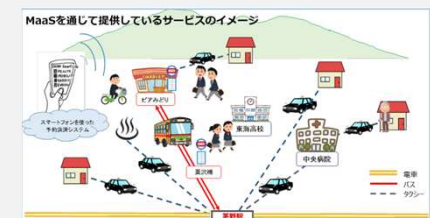
北海道厚沢部町では、①認定こども園での余剰定員枠を活用した一時預かり事業と②移住体験住宅におけるワーケーション、③収穫体験などの暮らし体験を組み合わせた保育園留学の取組を推進している。サービスの利用にあたっては、ふるさと納税を活用することも可能。取組の推進にあたっては、認定こども園、地元の地域づくり団体、商工会、観光協会、農協の地域団体等が連携して協議会を形成し、ワンストップ窓口を設置している。



＜デジタル活用による地域公共交通の維持(長野県茅野市)＞事例集p.12

ちのし

長野県茅野市では、地域の公共交通体系を維持するため、需要が減少して路線バスの運行が難しくなった路線は需要に応じた交通サービス(AIオンデマンド交通)に転換。転換にあたっては、実証運行やアンケート調査を経て、8000以上の仮想停留所(現地に目印は無く、アプリでの予約時にスマホ画面の地図上で確認出来る停留所で、バス停よりも柔軟に設置)を導入して、利用者の需要に寄り添ったサービスとして利便性を高めている。



(1) 場所にしばられない働き方(転職なき移住)への対応

- 「転職なき移住」等の多様なライフスタイルの受け皿となるためには、テレワーク環境やコワーキングスペース等の働く場や交流機会の確保が必要。コワーキングスペース等を整備する際には、適切に利用がなされるよう、潜在的なニーズの把握、既存施設の活用、飲食店等の柔軟な活用なども考慮することが必要。
- 子育てをしながら仕事ができるように、コワーキングスペース等には子どもを預けられるなど、生活環境に配慮した機能も必要。また、コワーキングスペース等は適切に活用することにより地域の交流機会や、新たなビジネス機会の創出に繋がるため、運営のためのコーディネーターとなる人材の育成・確保も重要。

<コワーキングスペースの整備・運営による新規事業創出支援(長野県塩尻市「スナバ」)> 事例集p.14

長野県塩尻市では、シビック・イノベーション拠点「スナバ」を市が運営。全国の社会・地域課題を解決する社会的効果や持続可能性のある事業がスナバや塩尻を通して生み出されていくことを目指す。デスクワークやミーティングスペースなどの一般的なコワーキング施設の機能のほか、ビジネスモデルを会員同士で磨き合うプログラムなど、新規事業の創出につながる機能も提供。企業、起業家、大学、生活者、行政のすべてを“市民”にとらえ、持続可能性と社会的効果を両立する事業や、新しい仕組みを共創し、シビック・イノベーターを育成することをコンセプトとしている。



(2) ニーズに合ったなりわいの確保

- 移住にあたっての懸念事項として「仕事や収入」を挙げる人は約50%となっており、移住者等のニーズに合った就職先の確保が必要。その際、若者層の働ける場づくりを進めるためには、地方での起業促進や東京にある企業を地方に分散させていくことも必要。
- 地場産業への就労支援や新規就農などへの支援が必要。
- なりわいのマッチングを円滑に行うためには、地域側のニーズやどのような仕事があるのかを明らかにするとともに、中間支援を行う団体などの仕組みや、コーディネーターとなる人材の育成・確保が必要。また、デジタル人材などの知識産業人材や組織管理に長けた人材を地域のニーズに応じてマッチングすることは、新たな事業の創出にも繋がる。
- 地域側にとっては、カーボンニュートラルなどの産業転換などの機会を捉えて、UIターンをしようとする人材について、戦略的に捕まえていくという視点も重要。

<特定地域づくり事業協同組合制度による多業支援の取組(島根県海士町^{あまちょう}「海士町複業協同組合」)> 事例集p.17

島根県海士町では、季節の人材需要に合わせて雇用を創造するため、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し「海士町複業協同組合」を令和2年11月に設立。事業所へ人材を派遣し、派遣実績に応じた派遣料金で事業を運営。派遣人材の人件費は1/2を町が補助。様々な事業所で勤務する複業により各社を俯瞰することで「企業の魅力発見による価値創出」や「企業どうしの繋がり発見による新事業創出」を目指す。

<1年を通じた働き方の例>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定置網漁			食品加工業務					休み			定置網漁
			企画・申請書類作成								

<農業体験から自営独立までの長期的支援による町外からの新規就農者の獲得(長野県小布施町)>事例集p.21

おぶせまち

長野県小布施町では、基幹産業である農業を中心に新規就業支援体制を整備。新規就農希望者に対しては、農業体験から自営独立までのすべてのプロセスにおいて、長期的視点に立ちながら支援する体制を構築。町外から移住をし、新規就農する人向けにアパート代など住居費の一部を補助する制度(最長7年間)や、新規就農者用住宅を貸し出す(最長2年間)取組を実施しているほか、新規就農者の販路拡大のためのふるさと納税の活用なども実施。



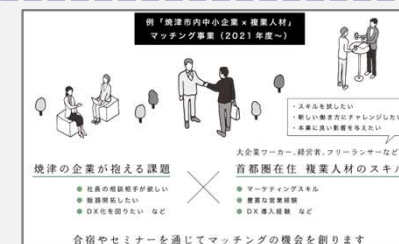
(3) 副業などの新しい働き方の普及促進

- コロナ禍以降、テレワークを取り止める動きも見え始めており、二地域居住等の障害となる場合があるため、引き続きこのような多様な働き方を継続していくことが必要。
- 副業は地域への関わりしるを増やす機会にもなるため、若者やアクティブシニアによる地域における副業などの新しい働き方への理解やその環境整備が必要。
- また、個々のキャリアも踏まえながら、継続的に新たな専門的知識を学んだりやスキルの習得をすることは、副業も含めた多様な働き方の促進に繋がるため、リスキリング(学びなおし)の機会を増やしていくことが重要。

<地域課題研修と人材マッチングによる地方での副業機会の創出(静岡県焼津市)>事例集p.22

やいづし

静岡県焼津市では、人材不足に悩む地元企業の課題解決に首都圏の人材のスキルやノウハウを活用するため、令和3年度よりビジネスマッチング合宿を市の主催により実施している。合宿の実施に当たっては、地元商工会や金融機関、地域団体が協力している。過去3回の合宿を通じて、22社の企業が参加し、うち20社で人材のマッチングが実現している。



<地方での就農とリモートワークを組み合わせた新しい働き方(瀬戸内ReFarming株式会社)>事例集p.25

リファーマー

香川県三豊市では、瀬戸内ReFarming株式会社を中心となり、農業と他の仕事を組み合わせることで、移住者のニーズに合った多様で新しい働き方を提案している。空き家をリフォームするように、農業を通じて、地域の負債である耕作放棄地を新たな地域の価値へと再生させる(=リファーム)がコンセプト。そのほか、移住者の住まいの課題などに対し、地域の事業と連携した空き家の紹介や地域の事業者への人材紹介なども行っている。

月	火	水	木	金	土	日
10	11	12	13	14	15	16
朝と夕方に畑のチェック				休日	農業	休日
三豊市にて出社				休日	休日	農業
17	18	19	20	21	22	23
三豊市にて出社				休日	休日	農業

5. 課題 コミュニティ(地域づくりへの参加)

(1) コミュニティへの参加

移住・二地域居住者等が地域コミュニティに入ることにより、コミュニティの活性化や課題解決などに繋がることが期待される。一方、地域とのコミュニケーション不足や地域のルールに馴染めない、地域によっては「よそ者」に対する寛容性が低い、また、女性に対するものを中心としたアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み・偏見)などの理由により、移住・二地域居住者等に不安が生じたり、地域住民とのトラブルが生じることもある。

地域住民との関係を醸成していく上で、上記のような意義や課題の可視化を行うとともに、地域コミュニティにおける活躍の場の創出が必要。

①地域交流拠点の整備・運営

- 交流拠点については、単なる交流のみならず、メディア情報発信やサービス開発などの価値創造の場とすることにより、地域内外の企業、個人、学生の繋がりが増え、地域の魅力向上や二地域居住等の促進にも繋がる。また、交流の場をマネージメントするキーパーソンの存在も重要。
- 既存の建物を活用して交流拠点等を活用する上では、規制等により整備しにくい場合がある。

②二地域居住者等と地域住民を繋ぐ人材の不足

- 二地域居住者等が地域に馴染んでいくためのサポートや、交流の機会創出による地域内外との新たな連携のきっかけづくりを行う人材として、二地域居住者等と地域住民の間に入るコーディネーター人材の育成・確保が必要。

<地域移住サポーターによる移住者の支援(高知県)>事例集p.30

移住検討者、移住者の身近な相談役として、各市町村の推薦により、移住者や農業従事者、民生委員などの地域の方を高知県地域移住サポーターとして登録(23市町村において、190人登録(R5年11月現在))。県の移住コンシェルジュや市町村の担当者・専門相談員とともに移住検討者、移住者をサポートしている。

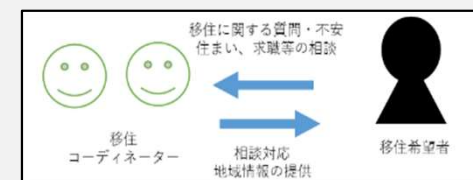


③受け入れ側の自治体の情報発信不足

- 受け入れ側の自治体がどのような移住者・二地域居住者等を求めているか、どのような人材が地方に来てほしいかのターゲットを明確にしていくことが必要。また、地域のアンコンシャス・バイアスに対し、寛容性や多様性への理解を高め、普及啓発の取組も含め、意識改革の取組を地道に進めることが重要。

<移住戦略の策定による移住受け入れ方針の明確化とサポート体制の構築の取組(岐阜県高山市の「移住戦略」)>事例集p.31

岐阜県高山市では、移住検討者への仕事や生活面も含めたトータル支援を戦略的に実施していくため、令和3年4月に「高山市移住戦略」を策定。移住に関する情報提供・支援・相談対応をワンストップで行う「飛騨高山移住定住サポートセンター」の設置や、移住者が地域内で孤立しないよう、移住前から移住後までフォローする移住コーディネーター「飛騨高山暮らし案内人」を設置。



5. 課題 コミュニティ(地域づくりへの参加)

④再来訪の促進

- 地域との関係づくりを進めていく上では、まず地域に観光できてもらい、その上で関係性の発展・持続的な関係づくりに繋げていくことが必要。

(1) 地域の多様な主体の連携

- 住まい、なりわい、コミュニティなど多岐にわたる課題に対し、自治体等行政側だけでは取組には限界がある。民間が得られる情報にも限りがあるため、行政と民間が連携し住まい・なりわい等の情報を共有する枠組みが必要。
- 地域住民に身近な基礎自治体と、広域的な取組を行う都道府県の適切な役割分担が必要。

<特定地域づくり事業協同組合制度による多業支援・NPOによる空き家の利活用の円滑化(鹿児島県奄美市)> 事例集p.34,35

鹿児島県奄美市では、年間を通して働ける場を提供できるよう特定地域づくり事業協同組合制度を活用し「奄美市しまワーク協同組合」を令和5年5月に設立。観光、宿泊、農業、イベント企画などの事業を行っている市内8事業所が参加し、移住者を中心に無期雇用派遣職員を雇用している。移住者の住まいの確保にあたっては、同協同組合がNPO法人あまみ空き家ラボと連携し、大家から空き家を借り受け、転貸する「サブリース」に取り組んでいる。

(2) 施策間連携・地域間連携

- 「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」等の課題については、それぞれ独立して考えるのではなく、コワーキングスペース整備による地域交流機会の創出など、重なり合う領域を有機的に組み合わせることで検討していく視点も重要。
- これまで二地域居住等の促進施策は各省庁で既に様々な取組が行われており、観光、地域公共交通、教育・子ども・子育て支援等の関係施策との連携を図っていくことが必要。

<都道府県、複数市町村、民間が連携した連絡会の設置による移住促進の取組(諏訪圏移住交流推進事業連絡会)> 事例集p.36

長野県では、諏訪地域6市町村に加え、長野県諏訪地域振興局や宅建協会、諏訪信用金庫、ハローワーク、移住者の会などが参加して、平成26年に諏訪圏移住交流推進事業連絡会を組織。公・民や市町村の枠を超えた広域連携による移住を推進。仕事、教育、医療や買い物など多くの面で密接な生活圏である特徴を活かし、合同による移住相談会の開催や移住ガイドブック作成など実際の生活に根付いた形での移住促進策を実施するとともに、空き家問題など共通の課題に対するアプローチも実施。

6. 課題 横断的事項②

(3) 学びの環境づくり

- 地方における子供の学びの選択肢を充実させていくことが必要。特に二地域居住等における子育て環境については、区域外就学制度などに取り組む地域もあるが、保育・教育環境の環境整備が必要。
- なりわいを続けていくためにはリスキリング等の学びの機会を確保していくことが必要。

<区域外就学制度を活用した二地域居住先での就学(徳島県)>事例集p.38

徳島県では、「二地域居住」を促進する際の子どもの教育上の課題を解消するとともに、親の働き方改革や、地方と都市の双方の視点を持った児童・生徒を育成することを目的に、「区域外就学制度」を活用。住民票のある市区町村教育委員会と、受け入れ先の市区町村教育委員会が協議し承認されれば、保護者の短期居住にあわせ、住民票を異動させずに区域外の学校に転校することが可能※。



※二地域居住に伴う区域外の学校への通学は、文科省「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について（通知）」により区域外就学制度が活用できることがH29年に周知されている。

(4) 情報発信の強化、先導事例の創出

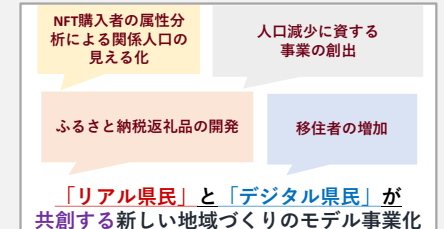
- 移住・二地域居住等というライフスタイル自体の認知度を高めていくことに加えて、そのメリット、ロールモデルとなる実践者の取組などについて、子育てなどのライフステージに合わせた情報発信を強化していくことが必要。また、良い面ばかりでなく、地域が抱える課題についての適切な発信が必要。
- 実践するに当たり、移住・二地域居住先となるエリアについて、医療機関、学校・保育所などの生活環境の状況や災害リスク情報が、わかりやすく把握できるような情報が整理されていると良い。
- 移住・二地域居住等に取り組む地域への情報提供(先導的な事例の創出やその横展開を含む。)が必要。
- 地域への情報提供に当たっては、各地域の地理的位置や人口規模等の地域特性に応じた適切な情報提供となるよう、いくつかのパターン例を示すなどの工夫が必要。

(5) 二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

- 二地域居住者等は二地域居住先の住民票がなく、特に賃貸居住者は行政サービスの負担がないことが課題として指摘されるが、今後は、二地域居住者等が地域との関わりや地域に受け入れてもらうための環境整備が必要ではないか。

<デジタル県民証発行による二地域居住者の地域参加に向けた検討(山梨県)>事例集p.42

山梨県において二地域居住者の実態把握と人口減少が進む中での地域の活力の維持が課題となっていたことから、令和5年度より「デジタル県民」制度研究会を設置し、市町村と連携して検討を開始。これにより、二地域居住者の見える化を進めるとともに、将来的には、デジタル県民証を発行の上、リアル県民+デジタル県民による地域づくりに関する提案・投票行動を促進することを目指している。



7. 対応の方向性(1)

(1) 総論

- コロナ禍以降、地方移住等に対する国民の関心の高まりは、個人の多様なライフスタイルの実現に向けた国民の願望に外ならない。この状況を好機と捉え、移住・二地域居住等を促進する制度の基盤整備を進めることは、国民の暮らし方・働き方の価値転換と地域力の回復につながるものである。
- 移住・二地域居住等を促進していく上では、「住まい(住環境)」、「なりわい(仕事)の確保・新しい働き方」、「コミュニティ(地域づくりへの参加)」等の様々な課題がある。
- これらの課題に対応するためには、以下のハード・ソフトの基盤整備をしっかりと進める必要がある。
- とりわけ、行政・民間事業者・NPO団体等の多様な関係者のそれぞれの強みを生かすとともに、情報の流動化を図るため、各地域において官民連携のパートナーシップの構築を進めることが重要。
- また、その推進に当たっては、新規の施策・施設の整備に加え、既存の資源などを活用していくという視点や、それぞれの課題について独立して考えるのではなく、重なり合う領域を有機的に組み合わせて検討していく視点も重要。

(2) 各論

[1]「住まい(住環境)」への対応

①ニーズに合った住まいの確保

- 空き家の活用を図るため、以下の取組を進めるべき。
 - ・ 中間支援組織による空き家の掘り起こし・活用などのサポート体制の充実。
 - ・ 空き家活用に関する国の支援制度の更なる活用促進。
 - ・ 自治体や不動産会社等、官民が連携した取組を行うためのパートナーシップ構築の推進。
 - ・ 不動産会社等の民間事業者が空き家対策に取り組みやすくするための環境整備。
 - ・ 都市計画法や建築基準法の手続きの円滑化。
- 公的賃貸住宅の活用・整備や地域交流の拠点となるシェアハウスの整備支援等を通じた住まいの確保を図るべき。

②個人の経済的負担への対応

- UIJターンなど、若者・ファミリー層の住宅取得や改修等のコスト面のハードルを下げるための支援を図るべき。
- 交通費等の二地域居住等に伴う諸費用に関する支援の方策について検討が必要。

③お試し居住・長期滞在等の促進

- お試し居住等に活用可能な住宅の整備支援や、農泊推進事業等による体験居住の取組の促進を図るべき。

④子育て等の住生活環境の充実

- 官民連携やデジタル技術の活用などにより、地域における公共交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育をどのように確保していくかについて検討が必要。

7. 対応の方向性(2)

[2]なりわい(仕事)の確保・新しい働き方

①場所にしばられない働き方(転職なき移住)への対応

- 企業のテレワーク環境の整備やコワーキングスペース、シェアオフィス等の働く場の整備支援を通じ、周辺エリアを含めた交流機会の確保により、新たなビジネスの機会を創出していくべき。

②ニーズに合ったなりわいの確保

- 起業支援、就業支援、就農支援、本社機能の地方移転促進に加え、地域の多様な主体の連携により、人材確保における地域の事業者等の潜在的なニーズ等も含めた掘り起こし、職業のマッチング、就職後の人材育成・定着等の支援を図るべき。

③副業などの新しい働き方の普及促進

- 地方でのテレワークや副業など、新しい働き方の更なる理解促進や環境整備を図っていくべき。

[3]コミュニティ(地域づくりへの参加)

①地域交流拠点の整備・運営

- 円滑に地域のコミュニティに溶け込めるような仕組みづくりの促進、廃校などの既存の施設を活用した定住・交流促進施設の整備支援等による地域交流の場の創出を図るべき。その際、交流の場をマネジメントするキーパーソンの確保・育成も重要。

②二地域居住者等と地域住民を繋ぐ人材の不足

- 二地域居住者等と地域住民の間に入る、コーディネーターとなる人材の確保・育成を図るべき。

③受け入れ側の自治体の情報発信不足

- 受け入れ側の自治体において、二地域居住等の促進によりどのように地域づくりにつなげていくのかなどの地域のビジョンに加え、その中で二地域居住者等をどう位置づけ、どのような人材が地方に来てほしいかなどのターゲットを明確にしていくべき。
- また、地域のアンコンシャス・バイアスに対し、地域における普及啓発も含め、地域の寛容性や多様性への理解を高めるなどの意識改革を地道に進めることも重要。

④再来訪の促進

- 観光等により地域に継続的に来てもらうため、地域の魅力発信や受入環境整備に向けた取組を進めていくべき。

7. 対応の方向性(3)

[4]横断的論点

①地域の多様な主体の連携による取組の促進

- 各主体の持つノウハウや情報の連携・共有が図られることで円滑な支援に繋がることが期待されるため、官民連携及び都道府県・市町村連携による取組の促進を図るための体制・計画づくりや、計画に基づく取組への支援を図るべき。
- また、二地域居住等の推進に関する活動を行う民間事業者やNPO法人等の官民連携パートナーシップの構築推進を図るべき。

②施策間連携・地域間連携

- 関係省庁の連携強化、自治体内における関係部局との連携強化など、施策間の連携体制の強化を図るべき。
- 全国域や地方ブロック域など、官民連携による広域連携の促進に向けた体制づくりを進めるべき。

③学びの環境づくり

- 「区域外就学制度」の周知など保育・教育環境の整備を図っていくべき。
- 継続的な学びのため、地域におけるリスキリングの推進を図っていくべき。

④情報発信の強化、先導事例の創出

- 全国における情報発信の充実や、地方からの情報発信への支援を図るべき。
- 国・自治体の新旧の様々な支援メニュー、先進的な民間事業者の取組みなどを情報共有・発信するための場の創出を図るべき。
- 二地域居住等を行う地域を選ぶ上での参考とするため、医療機関、学校・保育所などの周辺的生活環境や、災害リスクなどに関する情報について、よりわかりやすく提供していくべき。

⑤二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

- 現在においても、二地域居住等の居住先に対してふるさと納税を行うことは可能であり、適切に活用を図っていくべき。
- 二地域居住者等が地域との関わりや地域に受け入れてもらうための環境整備については引き続き検討が必要。

8. 具体的な取組事項①

(1) 新たな制度設計

「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」等の課題に対して、行政・民間が一体となって政策をパッケージで進めるため、以下のような新たな制度設計が必要。

- 地域の実情に応じて市町村が中心となって二地域居住等の促進のための計画を作成し、計画に基づき実施する公的賃貸住宅やコワーキングスペースの整備等について、各種法令手続きの円滑化や財政的支援を行うことにより、取組を促進。
- 二地域居住等の推進に関する活動を行う民間事業者やNPO法人等の指定制度を創設し、官民連携により、「住まい(住環境)」、「なりわい(仕事)の確保・新しい働き方」、「コミュニティ(地域づくりへの参加)」に係る事業をパッケージで促進。
- 市町村、都道府県、民間事業者(不動産会社、地域交通事業者、商工会など)、農協、NPO法人等からなる協議会を設置し、情報の連携や提供、「住まい(住環境)」、「なりわい(仕事)の確保・新しい働き方」、「コミュニティ(地域づくりへの参加)」のマッチングなどの地域連携を促進。

8. 具体的な取組事項②

(2)各府省庁連携

・全国の地方公共団体、民間事業者の情報共有の場を設け、以下のような各府省庁の関係事業・施策をパッケージで共有し連携が進むことを期待。(赤字は特に連携が期待されるもの)

住まい(住環境)	なりわい(仕事)の確保・新しい働き方	コミュニティ
<p>①ニーズに合った住まいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の改修・お試し居住の促進 ・シェアハウス等の整備支援 ・PFI事業を活用した公的賃貸住宅の活用・整備 ・地域活性化・移住・二地域居住・空き家対策等に精力的に取り組む自治体と不動産業の連携強化や、空家等管理活用支援法人制度の活用促進(相談体制等の強化) ・不動産業者による空き家業務に係る報酬等についての解釈明確化・ルール検討 <p>②個人の経済的負担への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住者の住宅ローン支援 ・移住に係る費用への移住支援金の支給 <p>③お試し居住・長期滞在等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」の推進 ・農泊推進事業の推進 <p>④子育て等の住生活環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の多様な関係者による地域公共交通のR・デザインの支援 ・人の往来・交流の促進のための道路等の基盤整備 ・「小さな拠点」づくりの推進 ・企業版ふるさと納税の推進 	<p>①場所にしばられない働き方(転職なき移住)への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を活用したコワーキングスペース等の整備・交流機会の創出への支援 <p>②ニーズに合ったなりわいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローカルスタートアップ支援制度の推進 ・起業・就業者の創出の支援 ・特定地域づくり事業協同組合事業、地域おこし協力隊、地域活性化起業人等の推進 ・新規就農などへの支援・「地域の人事部」事業の推進 <p>③副業などの新しい働き方の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の配置見直し等による企業の地方への移転推進 ・地方創生テレワークの推進 	<p>①地域交流拠点の整備・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村における定住・交流促進施設の整備支援 <p>②受け入れ側の自治体の情報発信不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体による移住二地域居住等の提供等に関する経費への特別交付金措置 <p>③再来訪の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」の推進

横断的取組事項

<p>①地域の多様な主体の連携による取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二地域居住等を推進する主体への取組支援 <p>②学びの環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育環境の整備(区域外就学制度の周知など) ・リスクリングに係る取組の促進 	<p>④情報発信の強化、先導事例の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)自治体による移住二地域居住等の提供等に関する経費への特別交付金措置 ・移住・交流情報ガーデン等による地方への移住関連情報の提供相談支援 ・都市における移住等の促進に資する地域交流センター等の整備の強化 ・移住応援サイト「いいかも地方暮らし」の運営 ・二地域居住先を検討する上で参考となる医療機関、学校・保育所などの周辺の生活環境や、災害リスクなどに関する情報の提供(土地・不動産情報ライブラリの活用促進) <p>⑤二地域居住者等の地域への関わりの環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の活用
---	--

9. さらなる課題

二地域居住等の促進のために必要な具体の対応については「8. 具体的な取組事項」で示したとおりであり、国土交通省においては、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、最大限の対応をすべき。

これらの対応に加え、二地域居住等の更なる促進を図るため、中長期的観点から、検討すべき課題がある。

- 二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方

- 高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、通信費など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要。

- 地域における生活環境の整備

- 地域交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育などの日常の暮らしに必要な生活サービスの提供が持続可能なものとなるよう、地域生活圏の形成の観点も踏まえ、引き続き検討が必要。

- 二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

- 二地域居住者等による納税等の負担や住民票等の地域との関わり方については、育児やゴミ収集などの行政サービスを受け、地域に広く受け入れられるようにする観点から、更なる議論が必要。